

タクシー総合アカデミー Taxi Practice Academy 『TPA』
グループ規約

2026年5月15日制定

第1条『グループ設立の意義と目的および定義』

■第1項『グループ設立の意義』

- 1、タクシー総合アカデミー Taxi Practice Academy 『TPA』（以下『TPA』といいます）グループLINE（以下「本グループ」といいます）は、タクシードライバー同士が学び、交流し、知識・経験・情報を共有することで、安心・安全な営業、接客品質向上、健全な売上向上、継続して働ける環境づくりを目的として運営します。
- 2、本グループは、営業成績や価値観の優劣を競う場ではなく、相互尊重と経験共有を基本とする学びと交流の場とします。

■第2項『定義および規約への同意』

- 1、本書に定める『タクシー総合アカデミー Taxi Practice Academy 「TPA」 グループ規約』を、以下「本規約」といいます。
- 2、会員は、本グループの秩序、安全性、信頼性および円滑な交流環境を維持するため、本規約の内容を理解し、遵守するものとします。
- 3、会員は、本グループへの参加をもって、本規約の内容を理解し、同意したものとみなします。
- 4、本グループへの参加後に本規約が変更された場合、運営委員会は本グループ内で改訂後の規約を発表し、改訂履歴を本規約最終頁に記載します。
- 5、改訂後の規約内容に同意できない会員は、本グループを退会するものとします。
- 6、改訂後も会員が本グループの利用を継続した場合には、変更後の規約に同意したものとみなします。
- 7、会員が本規約に違反した場合、運営委員会の判断により、本規約に定める必要な措置を受けることをあらかじめ承諾するものとします。

■第3項『定義（運営主体）』

- 1、本グループの運営および管理は、TPA 運営委員会（以下「運営委員会」といいます）が行います。
- 2、運営委員会は、『TPA』の運営方針に賛同し、運営に協力するメンバーで組織します。
- 3、運営委員会は、本規約に基づき、本グループの管理・運営、参加承認、送信取消依頼、強制退会処分その他必要な措置を行います。
- 4、本グループはグループ LINE であり、LINE の仕様上、運営委員会が会員の投稿を直接削除することはできません。規約違反または不適切と判断される投稿については、投稿者本人に対し、当該投稿から 24 時間以内の送信取消を依頼します。

第2条『会員資格と入会条件』

■第1項『会員資格』

- 1、本グループの会員資格は、原則として現役のタクシードライバーとします。
- 2、本グループの目的および運営方針に照らし、運営委員会が適当と認めた方については例外として参加を認める場合があります。

■第2項『入会時の申告事項』

- 1、本グループへの参加にあたり、参加希望者は運営委員会に対し、次の事項の申告を必須とします。
 - (1) 会社名
 - (2) 営業所所在地の自治体名（区・市）
 - (3) 乗務歴
 - (4) 氏名（漢字表記およびふりがなの両方）
- 2、新規に入会した会員は、本グループ入会后2日以内（48時間以内）に、前項各号に定める事項を含む自己紹介を投稿するものとします。
- 3、前項各号に定める事項を含む自己紹介投稿が入会后2日以内（48時間以内）に本グループ内で確認できない場合、運営委員会は当該会員を強制退会処分とします。
- 4、申告内容または自己紹介内容に虚偽、誤り、不備が確認された場合、運営委員会は訂正依頼、参加継続の見合わせ、強制退会処分その他必要な措置を行います。

第3条『本グループ内で共有される情報』

■第1項『運営委員会による投稿』

1、本グループでは、運営委員会より、『TPA』の活動報告、『TPA フォーラム』の開催案内、『実車勉強会』の詳細報告、『TPA』が提供する各種サービスの紹介、新サービスの発表その他『TPA』関連情報を投稿します。

■第2項『実車勉強会参加者による所感投稿』

1、本グループでは、『実車勉強会』参加者による所感が投稿されます。

2、所感投稿は、『実車勉強会』の内容を知らない会員または参加を検討している会員に対し、実際の学びや雰囲気を共有することを目的とします。

3、所感投稿は、開催側が参加者の感想を記録し、今後の『実車勉強会』の内容強化につなげることも目的とします。

■第3項『会員有志による情報提供』

1、本グループでは、会員有志により、都内イベント情報、高速道路通行止め情報、事故・渋滞情報、鉄道・航空便等の運休および遅延情報その他タクシー業務および営業判断に関する情報が投稿されることがあります。

2、前項の情報は、会員有志が善意により共有するものであり、情報の正確性、完全性、最新性を保証するものではありません。

3、投稿された情報に誤りが含まれていることを発見した場合、会員は訂正情報を投稿することができます。ただし、当該情報を投稿した会員を責める発言、非難、追及、侮辱、心理的圧力を与える投稿を禁止します。

4、会員有志による情報提供に誤りが含まれていた場合であっても、『TPA』および運営委員会は当該投稿を問題視せず、情報の誤りにより生じた損害または実害について一切の責任を負わないものとします。

第4条『投稿方法および会員の遵守事項』

■第1項『情報共有の基本姿勢』

- 1、本グループは、相互尊重と経験共有を基本とする学びと交流の場とします。
- 2、会員は、他会員の立場、経験、働き方、価値観を尊重するものとします。

■第2項『批判および指導行為の禁止』

- 1、会員の投稿内容、営業手法、売上水準、働き方、考え方に対して、優劣、正誤、善悪を一方向的に判断する投稿を禁止します。
- 2、断定的批判、人格否定、誹謗中傷、威圧的言動、過度な指導を禁止します。
- 3、会員間で意見の相違が生じた場合であっても、本グループ内において論争、追及、糾弾を行うことを禁止します。
- 4、助言や意見を述べる場合は、「私はこうしています」「参考までに共有します」等の体験共有形式での表現を基本としてください。

■第3項『間接的批判および心理的圧力の禁止』

- 1、特定の個人を想起させる形での批判、示唆、ほのめかし、心理的圧力を与える投稿を禁止します。

■第4項『投稿内容に関する意見の受付方法』

- 1、投稿内容に関する問題提起や意見がある場合、グループ LINE 上で直接批判や指摘を行わず、運営委員会へ個別に申し立ててください。
- 2、運営委員会は内容を確認し、本規約違反と判断した場合は必要な対応を行います。

■第5項『運転中および実車中の投稿禁止』

- 1、会員は、車両運転中、実車中、走行中その他安全確認が必要な状況において、本グループへの投稿、閲覧、返信その他スマートフォン等の操作を行ってはなりません。
- 2、本グループへの投稿は、安全な場所に停車し、安全確認を行ったうえで行うものとします。
- 3、前各項に違反して発生した事故、負傷、物損、交通違反、所属会社の規定違反その他一切の不利益について、『TPA』および運営委員会は責任を負わないものとします。

■第6項『回答の催促および回答強要の禁止』

- 1、会員は、それぞれ乗務、勤務、私生活その他個人の事情がある中で本グループを利用しているため、質問への回答に時間を要する場合、または回答を差し控える場合があります。
回答の催促、回答強要、執拗な確認行為を禁止します。

■第7項『実車勉強会内容の外部漏洩禁止』

- 1、『実車勉強会』で共有された乗車ポイント、営業手法、走行ルート、説明内容、参加者の発言、配布資料その他講義内容を、運営委員会の許可なく外部へ公開、転載、転送、共有することを禁止します。
- 2、『実車勉強会』参加者の所感投稿についても、本人および運営委員会の許可なく外部へ公開、転載、転送、共有することを禁止します。

■第8項『会員間の個別連絡に関する禁止事項』

- 1、本グループを通じて知り得た会員に対し、不快感、心理的圧力、不安、困惑を与える個別連絡を禁止します。
- 2、個別連絡において、営業行為、勧誘行為、過度な指導、説教、批判、思想的主張、交際目的の連絡その他本グループの目的に反する行為を禁止します。

■第9項『録音・録画・外部利用の禁止』

- 1、本グループ内の投稿内容、会話内容、画像、動画、音声、会員情報を、本人および運営委員会の許可なく録音、録画、保存、転載、外部公開、資料化、AI学習その他外部利用することを禁止します。

■第10項『規約に明記されていない迷惑行為への対応』

- 1、本規約に明記されていない行為であっても、運営委員会が本グループの秩序維持、安心して利用できる環境維持、情報漏洩防止、会員間トラブル防止に支障があると判断した行為については、本規約違反として対応することができます。

■第11項『会員情報の詮索禁止』

- 1、会員の売上状況、勤務状況、所属会社内での評価、私生活、家庭事情、転職予定その他プライバシーに関する執拗な詮索行為を禁止します。

■第 12 項『晒し行為および攻撃誘導の禁止』

1、本グループ内外を問わず、特定会員、タクシー会社、団体その他第三者に対する晒し行為、陰口誘導、攻撃誘導その他トラブルを誘発する行為を禁止します。

■第 13 項『本グループ環境を損なう行為の禁止』

1、本グループ全体の雰囲気、秩序、安心して利用できる環境を著しく損なう投稿または行為を禁止します。

2、前項に該当するかどうかについては、運営委員会が客観的かつ合理的に判断するものとします。

3、運営委員会は、必要と判断した範囲で説明を行う場合があります。ただし、判断理由、協議内容、対応経緯その他内部判断について、個別の説明義務を負わないものとします。

■第 14 項『退会後の守秘義務』

1、会員が本グループを退会した場合であっても、本グループを通じて知り得た投稿内容、営業情報、会員情報、実車勉強会情報その他内部情報について、本規約に定める守秘義務および外部転載禁止義務は継続するものとします。

■第 15 項『運営委員会への過度な要求行為の禁止』

1、運営委員会に対する過度な対応要求、執拗な問い合わせ、威圧的言動、長時間拘束、過度な個別対応要求その他運営に支障を与える行為を禁止します。

第5条『会社規定遵守および情報漏洩防止』

■第1項『会社規定および各種利用規約の遵守』

- 1、会員は、各所属会社の就業規則、守秘義務その他社内規定を遵守するものとします。
- 2、会員は、各種配車アプリ、配車システム、決済サービスその他業務上利用するシステムの利用規約およびガイドラインを遵守するものとします。
- 3、前各項に違反するおそれのある投稿、画像共有、情報転載その他の行為を禁止します。

■第2項『会社内部情報および営業情報の投稿禁止』

- 1、本グループは複数会社のドライバーが参加する会社横断型コミュニティです。会社情報、営業情報、個人情報の漏洩防止を目的として、乗務日報、納金明細書、売上実績表、社内資料、研修資料、点呼資料その他会社内部情報に該当する画像または内容の投稿を禁止します。
- 2、他社、他営業所、他団体の内部情報に該当する内容の投稿を禁止します。

■第3項『利用客情報および配車情報の保護』

- 1、利用客の氏名、電話番号、住所、予約内容、乗降履歴、支払情報その他個人を特定できる情報の投稿を禁止します。
- 2、配車アプリ画面、予約画面、無線指示画面、決済画面、法人契約情報その他機密性の高い情報が判別できる状態での投稿を禁止します。
- 3、前各項の情報を加工した場合であっても、利用客、法人契約先、所属会社、営業実態等が推測できる内容の投稿を禁止します。

■第4項『情報の外部転載禁止』

- 1、本グループ内で共有された投稿内容、会話内容、画像、営業情報、会員情報等を、スクリーンショット、画面録画、転載、転送その他の方法により外部へ公開または共有することを禁止します。
- 2、本グループを通じて知り得た会員情報を、本人の同意なく外部へ公開することを禁止します。

■第5項『推測または特定につながる投稿の禁止』

1、氏名、住所、電話番号、会社名等が直接記載されていない場合であっても、投稿内容、画像、時間帯、場所、車両情報、乗降地、予約内容、発言内容、周辺情報等を組み合わせることで、エゴサーチ、インターネット検索、SNS検索その他の方法により、利用客、法人契約先、会員、所属会社その他第三者が特定または推測されるおそれのある投稿を禁止します。

2、個人情報または機密情報を加工、ぼかし、伏せ字、匿名化した場合であっても、検索や照合により特定または推測されるおそれがある投稿は禁止します。

第6条『不適切投稿および禁止事項』

■第1項『不適切投稿の禁止』

- 1、特定の個人、法人、団体、利用客、タクシー会社、他グループに対する誹謗中傷、侮辱、攻撃的な投稿を禁止します。
- 2、差別的な内容、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントに該当する投稿を禁止します。
- 3、真偽不明の情報、扇動的な内容、根拠のない噂話の投稿を禁止します。
- 4、本グループの目的と関係のない政治的思想、宗教的思想、思想的主張の投稿を禁止します。
- 5、その他、運営委員会が不適切と判断する投稿を禁止します。

■第2項『営業行為および勧誘行為の禁止』

- 1、本グループ内において、商品販売、サービス提供、投資勧誘、保険勧誘、宗教勧誘、ネットワークビジネス、情報商材販売その他これらに類する営業行為または勧誘行為を禁止します。
- 2、本グループを通じて知り得た会員に対し、営業目的または勧誘目的で個別連絡を行うことを禁止します。
- 3、他のコミュニティ、団体、サービス等への参加勧誘を禁止します。
- 4、運営委員会が事前に認めた活動については、この限りではありません。

第7条『送信取消依頼および運営措置』

■第1項『送信取消依頼』

- 1、本規約に抵触すると運営委員会が判断した投稿については、投稿者本人に送信取消を依頼します。
- 2、投稿者は、運営委員会から送信取消依頼を受けた場合、速やかに対応するものとします。
- 3、グループ LINE の仕様上、送信取消は投稿者本人のみが行うことができ、投稿から 24 時間を経過した場合は、投稿者本人であっても送信取消ができなくなるため、運営委員会から送信取消依頼を受けた会員は、当該投稿から 24 時間以内に送信取消を行うものとします。
- 4、運営委員会から送信取消依頼を受けた会員は、「削除」ではなく、必ず「送信取消」を行うものとします。「削除」は、投稿者本人のスマートフォン上で投稿表示を消す操作であり、他の会員の画面または本グループ上から当該投稿を消すものではありません。本グループ上の投稿を取り消すためには、必ず「送信取消」を行うものとします。
- 5、会員は自己の投稿内容に責任を負うものとします。見落とし、確認遅れ、「削除」と「送信取消」の誤認、その他いかなる理由であっても、当該投稿から 24 時間以内に送信取消が行われなかった場合、運営委員会は当該会員を強制退会処分の対象とすることができます。

■第2項『運営措置』

- 1、本規約各条に抵触する行為、または本グループの秩序維持および円滑な運営のため必要と運営委員会が客観的かつ合理的に判断した場合、運営委員会は注意、送信取消依頼、投稿制限、強制退会処分その他必要な措置を講じることができます。
- 2、本規約の禁止事項に抵触した場合、または運営委員会が不適切と判断した会員については、運営委員会は予告なく強制退会処分とすることができます。
- 3、運営委員会による判断および措置について、会員は異議を申し立てることはできないものとします。
- 4、運営委員会は、強制退会処分を含む各種措置の理由、協議内容、対応経緯その他内部判断に関する個別の説明義務を負わないものとします。

■第3項『運営委員会の判断権限』

- 1、本規約各条に定める禁止事項および不適切行為への該当性について解釈や意見が分かれる場合、運営委員会が客観的かつ合理的に判断するものとします。

第8条『免責事項』

■第1項『情報の保証』

1、本グループは情報共有および交流の場の提供を目的とするものであり、会員が投稿または共有する情報の正確性、完全性、有用性について、『TPA』および運営委員会はいかなる保証も行わないものではありません。

■第2項『会員間トラブルに関する免責』

1、会員間の紛争、トラブル、虚偽情報、誤情報、情報漏洩、外部転載等により損害または実害が生じた場合であっても、『TPA』および運営委員会は一切の責任を負わないものとします。

2、会員間における金銭貸借、投資勧誘、共同購入、立替、売買その他金銭に関連するトラブル、ならびに人間関係その他会員間で発生したトラブルについて、『TPA』および運営委員会は一切関与せず、責任を負わないものとします。

■第3項『運営対応に関する免責』

1、『TPA』および運営委員会は、会員からの通報、意見、または運営委員会による発見を契機として、本グループの秩序維持のため必要と判断した場合、合理的な範囲で対応を行う場合がありますが、対応の実施、対応時期、対応結果を保証するものではありません。

2、運営委員会は各自の業務および私生活と両立して本グループの運営を行うため、『TPA』および運営委員会は、すべての事案に対する対応を保証するものではありません。

■第4項『利用責任』

1、会員は本グループが情報交換および交流の場であることを理解し、投稿情報の利用については自己の判断と責任において行うものとします。

■第5項『責任の限定』

1、本グループの利用に関連して生じた損害について、『TPA』および運営委員会は故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第9条『規約の改訂および解釈』

■第1項『規約の変更』

- 1、本規約は、本グループの運営上必要と認められる場合、運営委員会の判断により改訂することがあります。
- 2、改訂後の規約は、本グループ内での告知をもって効力を生じるものとします。

■第2項『規約の解釈』

- 1、本規約の解釈および適用について疑義が生じた場合、運営委員会が最終判断を行います。
- 2、本規約に定めのない事項については、本グループの目的および運営方針に照らし、運営委員会が客観的かつ合理的に判断します。
- 3、前各項に基づく運営委員会の判断について、会員は異議を申し立てることはできないものとします。また、運営委員会は、判断理由、協議内容、対応経緯その他内部判断について、個別の説明義務を負わないものとします。

第10条『紛争解決および最終条項』

■第1項『紛争解決』

- 1、本グループまたは本規約に関連して、『TPA』および運営委員会と会員との間に疑義または紛争が生じた場合には、双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとします。
- 2、前項の協議によっても解決しない場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 3、本規約の成立、効力、履行および解釈については、日本法を準拠法とします。

■第2項『最終条項』

- 1、本規約は、本グループの利用に関する『TPA』および運営委員会と会員との間の基本的な取り決めを定めるものとします。

以上

制定日 2026年5月15日

タクシー総合アカデミー
Taxi Practice Academy『TPA』
TPA 運営委員会